

# 社会福祉法人聖テレジア会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖テレジア会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、法人の評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項について定め、もって評議員及び役員の報酬並びに費用の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬及び賞与とする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費、手数料等の経費をいう。

### (報酬の支給)

第3条 役員及び評議員（以下「役員等」という。）には、その職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 理事長、副理事長及び常務理事（以下「理事長等」という。）の報酬については別表第1の年額とし、12で除した額を毎月支給日に支給する。
- (2) 職員を兼務する役員の報酬は、給与規程に基づき職員給与として支給する。
- (3) 前各号以外の役員並びに評議員については、理事会、評議員会及び法人が必要と認める会議・委員会の出席等、必要の都度、別表第2の左欄の区分に従い定額を支払うものとする。
- (4) 理事の報酬総額は、年額 6,500 万円以内とする。
- (5) 監事の報酬総額は、年額 50 万円以内とする。

### (報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬の支払については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金、或いは立替金等ある場合はその金額を控除し、その残額を本人に支給する。

2 常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、その他の役員等については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人に直接支給、または本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用)

第5条 役員等がその職務の遂行にあたって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には給与規程に基づく通勤手当を支給する。
- 3 常勤役員が業務のため旅行したときは、法人職員の例により旅費を支給する。

(役員退職慰労金)

第6条 役員等の退職慰労金については、役員退職慰労金規程の定めによるものとする。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、定款第8条及び第22条の定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

一部改正 平成30年12月1日から施行する。

一部改正 令和1年12月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係) 理事長等の報酬額

理事長	年額 3,000万円以内
副理事長	年額 2,000万円以内
常務理事	年額 1,500万円以内

※ 但し、職員を兼務する場合は、第3条第1項(2)の例による。

別表第2 (第3条関係) 非常勤役員及び評議員の報酬額

区 分		報償額(源泉税差引後)
理事	理事会、評議員会に出席の都度	一人一律 1万円
監事	理事会、評議員会に出席の都度 監事監査に従事するとき	一人一律 1万円 1日4時間あたり 2万円
評議員	評議員会に出席の都度	一人一律 1万円